

## 第4章 雑則

この章では、手続的、技術的な事項として、委任規定を設けています。

### (補則)

**第22条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

条例の施行において必要な事項とは、庁内の推進体制に関する具体的な運営に関する事項、市民、事業者及び市民団体からの苦情や相談の申出に関する事項が想定されます。

## 付則

付則は、条例の本体的部分である本則に対する付随的部分です。

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に基づき策定されている男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画は、第11条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

この条例の付則では、施行期日と、現在、取り組んでいる「ぬまづ男女ハーモニープラン2」について、第11条で規定する基本計画とみなすことについて定めています。